

## 営農用高圧施設用：電気需給契約における重要事項説明書（締結後）

この重要事項説明書は、電気事業法及び経済産業省令に基づき、電気需給契約の締結後に株式会社ホクレン油機サービス（以下「当社」といいます）との電気需給契約の内容をお客さまにご確認いただくために交付するものです。

### 1. 契約締結日

当社より送付する「電気ご使用開始のお知らせ」に記載したご契約年月日といたします。

### 2. 需給開始日及び契約期間

- (1)需給開始日は、「電気ご使用開始のお知らせ」に記載したご使用開始日といたします。ただし、天候や用地事情等やむを得ない理由により変更する場合は、その理由を当社より速やかにお知らせし、お客さまと別途協議のうえ決定いたします。
- (2)契約期間は、上記の需給開始日以降 1 年間といたします。また、お客さまから契約期間満了の 3 ヶ月前までに、契約終了の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。

### 3. 供給電圧、周波数、契約電力

供給電圧、周波数、契約電力の決定方法は料金メニューごとに「電気料金メニュー一定義書（営農用高圧施設用）」に定めます。お客さまの料金メニュー、契約電力は「電気ご使用開始のお知らせ」のご契約内容でご確認いただけます。

### 4. 料金及び料金の算定方法・算定期間

- (1)電気料金及び料金の算定方法は、「電気料金メニュー一定義書（営農用高圧施設用）」に定めます。
- (2)料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは計量器に最大需要電力及び使用電力量等が記録される日で、毎月 1 日（繰り上げ検針）になります。
- (3)使用電力量の計量は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該送配電事業者」といいます）が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。
- (4)当社は、日割が発生した場合に、日割計算対象日数により電気料金を算定します。  
詳細は当社が別に定める「電気需給約款（営農用高圧施設用）」、（以下単に「約款」といいます）（IV 料金の算定）をご参照ください。

## 5. 代理事業者の起用と電気料金等のお支払いについて

当社は、代理事業者一覧のとおり代理事業者を起用し、お客さまには代理事業者を通じて電気料金等をお支払いすることをご承諾いただきます。お客さまと代理事業者との決済条件は、お客さまと当該代理事業者との代金決済に関する契約に基づきます。

また、上記以外の場合、電気料金等は当社からお客さまへご請求し、原則振込みにてお支払いいただきます。ただし、他の決済条件について当社が認めた場合は、この限りではありません。

## 6. 工事に関する費用の負担

お客さまが現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際、電力量計（スマートメーター）の設置工事が必要となる場合がありますが、お客さまの費用負担はございません。ただし、お客さまのご都合やご希望によってその他の工事等が発生する場合や、託送約款等に基づき当該送配電事業者から工事費等の負担を求められる場合には、お客さまに工事費等をご負担いただくことがあります。

## 7. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合において、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額（約款に定めた方法にて算出します）の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

## 8. 契約の変更・解約について

- (1) お客さまが電気需給契約を変更しようとする際は当社所定の様式にてお申込みいただきます。ただし、契約種別、契約電力等の変更をされる場合は、お申込みをされた日以降、原則として最初の検針日から適用します。
- (2) お客さまが電気需給契約を解約しようとされる場合は、あらかじめ解約期日を定めて当社に通知していただきます。
- (3) 受給開始または契約電流、契約電力及び契約容量の増加後1年に満たずに、お客さまが電気需給契約の変更または解約をする場合、当社は、原則、電気需給契約の終了または変更の日に、託送約款等に基づき当該送配電事業者から当社に請求された料金及び工事費の精算額をお客さまから申し受けます。
- (4) 当社は約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気需給契約の解約を行うことがあります。

## 9. 需要場所への立ち入りや保安への協力

当社の約款ならびに当該送配電事業者が定める託送約款等に基づき、お客さまには、需要

場所への立ち入りを承諾していただきます。また、保安のため、お客様のご負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

## 10. 供給地点特定番号

お客様の供給地点特定番号については、「電気ご使用開始のお知らせ」及び毎月の料金計算書に記載いたします。停電時の復旧対応を迅速に行うためなどに必要となる場合があります。

## 11. 約款の変更について

当社が約款を変更する場合は、お客様にあらかじめお知らせするものとし、変更後の約款は当社ホームページにて掲載することで差し替えいたします。

## 12. 契約解除等（クーリング・オフ）について

お客様との電気需給契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます）を行おうとする場合には、次のとおりとします。

- (1)お客様は、当社所定の申込用紙を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。なお、電磁的記録（電子メール）にてクーリング・オフを行う場合には、support@hokuren-yuki-s.co.jpに送信をお願いいたします。
- (2)前項の記載に関わらず、お客様が、当社（当社の代理事業者を含みます）がクーリング・オフに関して不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによってクーリング・オフを行わなかった場合には、お客様は、当社が別途交付したクーリング・オフ妨害解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
- (3)クーリング・オフは、お客様がその書面または電磁的記録を発した時（郵便消印日付・電子メール送信時刻等）に効力を生じます。
- (4)クーリング・オフがあった場合においては、当社はこれにともなう損害賠償または違約金を請求いたしません。
- (5)クーリング・オフがあった場合には、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当社は、当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- (6)クーリング・オフがあった場合において、当社が契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかにその全額を返還いたします。
- (7)クーリング・オフがあった場合において、契約に係る電気の提供にともないお客様等

(同法第9条第1項または第24条第1項の申込者等をいいます)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

以 上

小売電気事業者

名称：株式会社ホクレン油機サービス（小売電気事業者登録番号：A0868）

住所：北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1-10

ホームページ：<https://e-yuki.com/>

問い合わせ窓口

連絡先：株式会社ホクレン油機サービス 燃料自動車課

（電話）011-890-0033

（E-mail）[support@hokuren-yuki-s.co.jp](mailto:support@hokuren-yuki-s.co.jp)

（受付時間）平日 9:00～17:00